

警報等発令時の対応について

愛媛県立小田高等学校

1 特別警報・「暴風」を伴う警報が発令された場合

- (1) 特別警報・暴風警報・暴風雪警報が内子町又は在住の地区に発令されている場合、生徒は登校準備をして自宅待機とする。
- (2) 特別警報・暴風警報が正午までに解除された場合、以降の授業準備をして、安全に十分注意して登校する。
- (3) 特別警報・暴風警報が正午までに解除されない場合、自宅学習とする。
- (4) バス等の公共交通機関を利用している生徒は、正午までにその交通機関（自分が普段使っている交通機関）が利用できない場合、自宅学習とする。なお、その旨を担任に電話連絡すること。
- (5) 自然災害（土砂崩れ、冠水など）により通学路が通行不能となり、危険であると判断（保護者、生徒など）される場合には、その旨を担任に電話連絡すること。
- (6) 地方自治体の災害対策本部等からの指示・命令があった場合、それに従う。なお、その旨を担任に電話連絡すること。

2 上記「1」以外の警報、注意報が発令された場合

- (1) 上記「1」以外の警報や注意報が内子町又は在住の地区に発令されている場合、安全に十分注意して登校する。
- (2) バス等の公共交通機関を利用している生徒は、その交通機関が利用できない場合、その旨を担任に電話連絡すること。
- (3) 自然災害（土砂崩れ、冠水など）により通学路が通行不能となり、危険であると判断される場合には、その旨を担任に電話連絡すること。